

## 第2回とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会参考資料集

森づくりに係る他県の取り組み状況について P 1

用語集 P 1 2

平成18年2月8日



## 森づくりに係る他県の取り組み状況について

- 1 森づくりに関する基本理念を定めた条例を制定している県は7県あります。
- 2 森づくりのための財源（税）を定めた条例を制定している県は17県あり、そのうち8県で条例が施行されています。
- 3 基本理念と財源（税）の2つの条例を制定している県（滋賀県・静岡県）はありますが、それらを1つにした総合条例を制定している県はありません。

都道府県	基本理念を定めた条例	財源（税）を定めた条例	備考
北海道			
青森			
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島			
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉			
千葉			
東京			
神奈川			
新潟			
富山			
石川			
福井			
山梨			
長野			
岐阜			
静岡			
愛知			
三重			
滋賀			
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山			
鳥取			
島根			
岡山			
広島			
山口			
徳島			
香川			
愛媛			
高知			
福岡			
佐賀			
長崎			
熊本			
大分			
宮崎			
鹿児島			
沖縄			
合計	7県	17県	

(注)「」は今回新たに議決された県

森づくりの基本理念を定めた他県条例の概要

県名 条例名称 施行時期	北海道 北海道森林づくり条例 H14.3.29	千葉県 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 H15.5.18	
目的	森林づくりについて基本理念を定め、道・森林所有者の責務と道民・事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策を総合的・計画的に推進するための基本事項を定めることにより、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	里山の保全、整備及び活用について基本理念を定め、県の責務及び県民、里山活動団体、土地所有者等の役割を明らかにするとともに、里山の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されるよう必要な支援等を行うことにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保並びに活力ある社会の実現に寄与する	
森林づくりの基本理念	・現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて森林づくりを推進 ・林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく森林づくりを推進 ・道民、森林所有者、事業者、道の適切な役割分担による協働により森林づくりを推進	・里山の有する多面的機能の積極的評価 ・将来の県民へ継承されるべき里山の有する伝統的文化の重要性の認識 ・県民、里山活動団体及び土地所有者等の積極的・主体的な活動による里山の保全、整備及び活用 ・県及び県民等の適正な役割分担及び協働による里山の保全、整備及び活用	
森林づくりの基本方針			
森林づくりに関する役割・責務	県	・基本理念にのっとり施策を総合的・計画的に策定、実施 ・国及び市町村との緊密な連携	・基本理念にのっとり総合的・計画的な施策の策定、実施 ・里山の保全、整備、活用に係る活動推進のために必要な措置を講ずる ・里山の保全、整備、活用の促進を図るための広報・広聴活動の充実 ・基本理念にのっとり市町村が実施する施策の支援
	県民(等)	・基本理念に対する理解を深める ・地域の森林づくり活動に積極的に参加 ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力	・基本理念にのっとり、里山の保全、整備、活用に係る活動について、関心と理解を深め、活動に協力 ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
	森林所有者(等)	・森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林の整備、保全を図る ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力	・活動団体の活動フィールドを提供するなど、里山の保全、整備、活用が図られるよう努める ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
	事業者	・事業活動を行うにあたり、森林の多面的機能確保に十分配慮 ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力	
	森林組合(等)		
	NPO等		・継続した維持・管理により里山が保全されることを深く認識 ・継続して里山の保全、整備、活用に係る活動を行う ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
	木材産業関係者		
基本的な施策	(1)森林づくりに関する基本的な計画の策定 (2)森林づくりを進めるための指針の策定 (3)森林の整備の推進及び保全の確保 (4)林業・木材産業等の健全な発展 (5)道民の理解の促進 (6)青少年の学習の機会の確保 (7)道民等の自発的な活動の促進 (8)山村地域における就業機会の確保 (9)森林づくりに関する技術の向上 (10)道民の意見の把握 (11)道有林野の管理運営 (12)財政上の措置	(1)里山の日 (2)里山基本計画の策定 (3)県民の意見の反映 (4)公共事業の実施に当たって里山の保全に配慮 (5)県民が参加する機会の提供 (6)里山の保全、整備、活用の方法に関する調査研究の実施 (7)施策の推進のための財政上の措置 (8)里山活動協定の締結、認定 (9)森林所有者等へ里山活動団体の情報の提供 (10)認定里山活動協定に係る活動に対する支援	
理念以外の条文	北海道森林づくり審議会を設置		

県名 条例名称 施行時期	滋賀県 琵琶湖森林づくり条例 H16.4.1	長野県 長野県ふるさとの森林づくり条例 H16.10.14	
目的	森林づくりについて基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的・計画的に推進するために県の施策の基本事項を定め、森林の多面的機能を持続的に発揮することにより、琵琶湖の保全及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	森林づくりについて基本理念を定め、県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の総合的・計画的な推進を図るため、施策の基本事項及び重点的に森林の整備・保全を図るために必要な事項を定めることにより、ふるさとの豊かな森林の創造に寄与する	
森林づくりの基本理念	・多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じて森林づくりを推進 ・県民の主体的な参画により森林づくりを推進 ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び県の適切な役割分担と協働により森林づくりを推進 ・県内の森林資源の有効利用の促進により森林づくりを推進 ・人材の確保・育成を図りつつ森林づくりを推進	森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う	
森林づくりの基本方針		・森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備、保全 ・身近な資源である県産材の有効利用 ・森林資源及び森林空間の総合的・多面的な利活用	
森林づくりに関する役割・責務	県	・基本理念に従って基本的・総合的な施策を策定、実施 ・市町村・国との連携 ・県の施策に琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力	・基本理念等に則した施策の策定・実施 ・県民・森林所有者との協働 ・国・市町村との緊密な連携
	県民(等)	・森林の恵みを受けているという認識を深める ・森林づくりに関する活動への積極的参加 ・県が行う施策への協力	・基本理念等に則し森林づくりの重要性を認識 ・森林づくりのための活動に積極的に参加 ・県が実施する施策への協力
	森林所有者(等)	・所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ・県が行う施策への協力	・基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保 ・県が実施する施策への協力
	事業者	・森林の多面的機能の確保への配慮 ・県が行う施策への協力	・基本理念等に則した事業の実施 ・県が実施する施策への協力 ・開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的発揮に支障を及ぼさないよう配慮
	森林組合(等)	・地域における森林経営の中核的担い手 ・森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取り組み ・県が行う施策への協力	
	NPO等		
	木材産業関係者		
基本的な施策	(1)基本計画の策定 (2)環境に配慮した森林施策等の推進 (3)県民の主体的な参画の促進等 (4)里山の保全の推進 (5)流域における森林づくりに関する組織の整備の促進 (6)びわ湖水源のもりの日、びわ湖水源のもりづくり月間 (7)県産材の利用の促進 (8)森林資源の有効な利用促進 (9)森林所有者の意欲の高揚等 (10)森林組合の活性化 (11)森林環境学習の促進 (12)施策推進のための財政上の措置	(1)森林づくり指針の策定 (2)施策の推進のための財政上の措置 (3)県民の主体的な参加の促進 (4)県外における理解と協力 (5)森林整備の推進及び保全の確保 (6)県産材利用の促進 (7)林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展 (8)森林空間の多面的利用の促進 (9)山村地域の活性化	
理念以外の条文		・森林整備保全重点地域制度の創設 ・里山整備利用地域制度の創設	

県名 条例名称 施行時期	三重県 三重の森林づくり条例 H17.10.19	静岡県 静岡県森林と県民の共生に関する条例 H18.4.1	
目的	森林を守り育てることについて基本理念を定め、県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的・計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	森林との共生について、基本理念及び基本事項を定め、県、県民その他の者の役割を明確にするとともに、県民総参加による合意と連携の仕組みをつくることにより、施策その他の取組を総合的・計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与する。	
森林づくりの 基本理念	・森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう森林を整備・保全 ・森林資源の循環利用を図るため、林業生産活動を持続的に行う。 ・郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育、学習の場である森林を保全・活用 ・県民の参画を得て県民の財産である森林を整備・保全	・森林との共生を自らの責務として認識し、常に森林に関心を持ち、森林の恵みを県民共有の財産として未来に継承 ・県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割と責務を果たしながら森林との共生を推進 ・地域の特性・長期的な展望に立って森林との共生を推進 ・持続的・有効な活用を図ることにより森林との共生を推進	
森林づくりの 基本方針			
森林づくりに関する役割・責務	県	・基本理念に基づき、施策を総合的に策定し、計画的に実施 ・県民、森林所有者等及び事業者との協働 ・国及び市町との緊密な連携 ・隣接する府県の理解が得られるように努める	・基本理念にのっとり、県民の理解を深め、県民共通の目標を設定し、総合的・計画的に施策を実施 ・県民、森林所有者、事業活動を行う者等の合意の形成及び連携の仕組みを整える ・国及び市町と連携
	県民 (等)	・基本理念に基づき、森林づくりに関する活動に参画 ・県が実施する森林づくりに関する施策に協力	・森林の恵みが県民共有の財産であることを深く認識 ・基本理念にのっとり、知恵、労力を提供し、必要な費用を負担 ・森林との共生に関する取組に積極的に参加、協力 ・地域材等を積極的に活用 ・森づくり活動を行うものは恒常的に活動し、その活動等を広める ・森林地域住民は森林との共生に関する情報を発信
	森林所有者 (等)	・基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、森林の整備・保全を図る。 ・県が実施する森林づくりに関する施策に協力	・所有する森林が広く県民に影響をもたらすことを自覚 ・基本理念にのっとり、適正な整備、保全を図る ・自ら保全・整備できない場合は他の森林所有者との共同による作業、森林組合等への委託その他の必要な措置を講ずる ・木材が環境負荷軽減できる再生産可能資源であることを深く認識 ・基本理念にのっとり、計画的に木材を生産して消費者に供給 ・県民等が実施する取組に対し、積極的に協力
	事業者	・林業者・林業関係団体は、基本理念に基づき、森林の整備・保全に努める ・木材産業等事業者は、森林資源の循環利用に資するよう努める ・県が実施する森林づくりに関する施策に協力	・森林の恵みが県民共有の財産であることを深く認識 ・基本理念にのっとり、森林との共生に配慮 ・技術及び組織を活用した労力を提供し、必要な費用を負担 ・森林との共生に関する取組に積極的に参加、協力 ・基本理念にのっとり、地域材等を積極的に活用
	森林組合 (等)		・森林が広く県民に影響をもたらすこと、木材が環境負荷軽減できる再生産可能資源であることを深く認識 ・森林の適正な整備・保全、木材の安定的な供給の推進、人材の育成に積極的に取り組む ・計画的な森林整備を促進 ・県民等が実施する取組に対し、積極的に協力
	NPO 等		
	木材産業 関係者		・木材が環境負荷軽減できる再生産可能資源であることを深く認識 ・品質の確かな地域材等の安定的供給等の取組を積極的に推進 ・地域材等の有効な活用に積極的に取り組む ・事業者等が実施する取組に対し、積極的に協力
基本的な 施策	(1)基本計画の策定 (2)森林の整備及び保全 (3)効果的かつ効率的な森林づくり (4)林業及び木材産業等の健全な発展 (5)担い手の育成及び確保 (6)県産材の利用の促進 (7)森林文化の振興 (8)森林環境教育の振興 (9)県民、森林に関する団体等の活動への支援 (10)三重のもりづくり月間 (11)財政上の措置	(1)森林県民円卓会議の設置 (2)森林との共生に関する基本的な計画 (3)森林との共生に関する白書 (4)県民の理解の促進 (5)県民の参加の促進 (6)森林の適正な整備 (7)森林の適正な保全 (8)森林との共生に関する技術の向上 (9)人材の育成及び確保 (10)魅力ある山村づくりの推進 (11)県営林の管理 (12)財政上の措置 (13)地域材の安定的な供給 (14)地域材の利用の拡大 (15)森林資源の有効な活用	
理念以外の 条文			

県名 条例名称 施行時期	宮崎県 宮崎県水と緑の森林づくり条例 H18.4.1	
目的	森林づくりについて、基本理念を定め、県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成及び県民の安全で豊かな生活の確保に寄与する	
森林づくりの基本理念	・森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて森林づくりを推進 ・県、県民、森林所有者、事業者の適切な役割分担、協働により森林づくりを推進 ・県民等の主体的な参画により森林づくりを推進 ・人材の育成を図ることにより森林づくりを推進 ・森林資源の循環利用を図ることにより森林づくりを推進	
森林づくりの基本方針		
森林づくりに関する役割・責務	県	・基本理念に基づき、基本的・総合的な施策を策定・推進 ・県民等との協働に努める ・国及び市町村との緊密な連携
	県民(等)	・基本理念に基づき、森林の有する多面的機能による恵みを享受していることを理解 ・森林づくりに関する活動に積極的に参加 ・県が推進する森林づくりに関する施策に協力
	森林所有者(等)	・基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適正な森林の整備・保全に努める ・県が推進する森林づくりに関する施策に協力
	事業者	・基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう配慮 ・県が推進する森林づくりに関する施策に協力
	森林組合(等)	
	NPO等	
	木材産業関係者	
基本的な施策	(1) 森林の整備及び保全に関する指針の策定 (2) 森林の整備及び保全の促進 (3) 流域を単位とした森林づくりの促進 (4) 県民等の主体的な参画の促進 (5) 森林づくり推進期間 (6) 協定に基づく森林づくりの促進 (7) 森林づくり担い手の育成 (8) 森林環境教育の推進 (9) 森林資源の循環利用の促進 (10) 県営林の活用 (11) 実施状況の公表等 (12) 財政上の措置	
理念以外の条文		

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税込 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
高知県 森林環境税 H15.4~ (5年間)	税込自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森の重要性を認識し県民みんなで森を守っていく。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:500円	1.6億円	森づくりへの理解と参加を促す広報	・テレビ、ラジオ、新聞広告の活用により、県産材の利用など一人ひとりの行動と森林保全につながるPR等(13百万円)
				森とのふれあい促進	・ボランティア・NPO団体等の公募及びホームページ等による森の情報の発信(5百万円) ・森を活用したグリーンツーリズムの拠点づくり(5百万円)
				「こうち山の日」の推進	・「こうち山の日」を応援するイベントや地域活動への支援(15百万円) ・森林環境教育の推進(8百万円)
				森林環境緊急保全	・公益上重要で緊急に整備を行う必要のある森林において、森林所有者と協定を結び強度の間伐を行う(98百万円) ・県民が守り育てる森づくりのモデル的な整備を行う(20百万円)
				森林保全ボランティア活動の推進	・森林ボランティア団体の設立や活動への支援(4百万円)
岡山県 おかやま森づくり県民税 H16.4~ (5年間)	森林の荒廃に歯止めをかけ、県民共有の財産としてより良い姿で次世代に引き継いでいくため、その恩恵を受けている県民に薄く広く税負担をお願いし、森林保全施策を重点的に進める。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	4.5億円	森林の持つ公益的機能を高める森づくり	・奥地林等の人工林間伐の実施経費及び簡易な作業道の開設に要する経費への支援(98百万円) ・山土場から市場へのスギ間伐材搬送費の一部助成(22百万円) ・森林災害復旧の緊急支援(171百万円) ・水源林の整備等(県立森林公園に隣接する人工林を県が取得し、適正に保全管理する。取得面積50ha)(32百万円)
				担い手の育成確保と木材利用の促進	・県産木材の学校施設や公共施設への利用(20百万円) ・高校生の企画・提案により校内に木の空間を創出(10百万円) ・エコ工法利用促進のための調査研究(河川の根固め工に間伐材を使用して試験施工し、追跡調査による機能検証を行い、今後の本格的導入に向けて検討)(10百万円) ・林業労働者の育成のため林業事業者が実施する現地研修経費の助成等(41百万円)
				森林・林業情報の提供に基づく活動推進	・森林、林業の役割等についての広報活動(9百万円) ・森林ボランティア育成及びネットワーク化 } (17百万円) ・県民の参加による植樹や保育のつどいの開催 } ・森林環境教育重点校での人材育成や小学生の交流活動の支援等(8百万円)
鳥取県 森林環境保全税 H17.4~ (3年間)	県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。	県民税均等割超過課税方式 個人:300円 法人:均等割額の3%	1.0億円	とっとり環境の森緊急整備	・強度な間伐(通常(20%)より伐採率の高い(40%)間伐)による広葉樹との混交林化(60百万円) ・植生の失われた森林等に早期に植生を回復するための林地条件の整備(表土かき、簡易な階段工、防風工等の設置)(10百万円)
				県民総参加の森づくり	・森林ボランティア団体等の企画提案活動の支援(間伐の作業体験、源流探訪、森林教室、学校林の育成など)(8百万円)

(アンダーラインはソフト事業)

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税込 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
鹿児島県 森林環境税 H17.4~ (5年間)	森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	3.8億円	森林をまもりそだてる整備事業	・森林づくり推進員の設置(30百万円) ・国庫補助事業対象外の間伐や作業路・機械等の整備等(197百万円) ・県産間伐材での案内板や施設の整備(14百万円) ・立地条件や地域特性を活かした地域提案型による森林整備(13百万円)
				森林にまなびふれあう推進事業	・緑化普及(学校環境緑化コンクール、学校林等活動コンクールの実施)・標語・絵画コンクールやシンポジウムの開催等(9百万円) ・森林ボランティアの技能研修(4百万円) ・森林体験・学習活動を行なう団体への助成(12百万円)
愛媛県 森林環境税 H17.4~ (5年間)	多様な公的機能を有する森林について、県民にその大切さを知っていただき、県民参加による森林づくりに取り組む。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	3.6億円	県民参加の森づくり	・森林ボランティアが活動する拠点フィールドの設置(20百万円) ・県民提案型事業の募集と助成(10百万円)
				県民と森との交流促進事業	・森林環境税を財源として実施する各種事業をPRするためのロゴマーク、ポスター原画の募集 ・「えひめ山の日」を普及啓発するシンボル事業としてのシンポジウム開催 ・森林ボランティアの交流拠点の設置 } (21百万円)
				源流の森整備保全	・奥地の森林1,000haを「源流の森」に指定し、森林整備のための調査(現地踏査、地形・土質調査、林況調査、立地条件調査、荒廃森林調査、境界確定及び測量)(10百万円)
				木の香る環境づくり推進	・鉄筋コンクリート構造等の公共的施設の内装等に地域材を使用した場合の木工事経費に対する助成及び公共的施設の外構に地域材を使用した木製品を導入した場合の経費に対する助成(30百万円) ・県立学校の校舎改築に係る内装木質化(16百万円)
				木に親しむ学び舎づくり促進事業	・小中学生を対象とする木工教室の開催(3百万円) ・幼稚園や小中学校、児童福祉施設等に新規導入する、木の机・椅子、屋外の大型遊具等に対する助成(4百万円)
				集落緊急防災森林整備	・山地災害危険地区の内、山腹崩壊危険地区で、市町の地域の防災計画に登載している箇所での人家裏の土砂流出防止のための森林整備(29百万円)
島根県 島根県水と緑の森づくり税 H17.4~ (5年間)	公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	2.0億円	緑豊かな森の再生	・水源地域での「水と緑の協定」(伐採制限、NPO参画、県民利用) } (135百万円) ・不要木伐採と広葉樹植栽 等
				県民参加の森づくり	・水と緑の森づくり情報発信(ホームページ開設、季刊誌発行) ・水と緑の森フェスティバルや森づくり講座の開催 ・森づくりプロデューサーの育成と派遣 ・県民再生の森でのボランティア活動の推進 等 } (17百万円)
				森の恵みの身近な活用	・木質バイオマスの身近な活用実践(バイオ型ストーブ・トイレの設置) ・公共施設の内装木質化、木製機の導入 ・高齢者・共同作業所での間伐材加工 ・森づくりツーリズムの開催 等 } (32百万円)

(アンダーラインはソフト事業)

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税込 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
山口県 やまぐち森林づくり県民税 H17.4~ (5年間)	森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、県民との協働による「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林の整備」という視点に立った新たな森林づくりを進める。	県民税均等割超過課税方式  個人:500円 法人:均等割額の5%	3.8億円	健全で多様な森林づくりの推進	・長期間放置され荒廃した人工林の強度の間伐と針葉樹・広葉樹の混交林への転換(167百万円) ・繁茂した竹林の伐採(50百万円) ・憩いの場や安らぎを与えてくれる生活に身近な森林の整備(30百万円) ・魚つき保安林等海岸線の森林の再生整備(5百万円)
				県民と協働による森林づくりの推進	・森林の働きや整備の必要性、税を活用した取組等についての普及啓発と県民参加の森づくりの促進等(森林づくりに関する広報活動、不在村森林所有者等への普及啓発、子供達を対象とした森林環境教育、間伐・枝打・竹林整備体験、やまぐち森林づくりの日等)(9百万円)
				適切な森林整備につながる森林資源の利用促進	・小学校等の公共施設への間伐材等県産木材を活用した木製品の設置(テーブル、椅子、ベンチ、プランター、傘立て等)の推進(15百万円)
熊本県 水とみどりの森づくり税 H17.4~ (5年間)	多くの公益的機能を持つ森林をみんなの財産として県民全休で守り育てるために、意識醸成を図るとともに公益的機能の維持・促進を図る施策を一層推進する。	県民税均等割超過課税方式  個人:500円 法人:均等割額の5%	4.2億円	森林の公益的機能の発揮に向けた取り組み	・強度の間伐(40%程度)による針広混交林化への誘導(253百万円) ・皆伐後3年以上放置され、森林回復の見込みのない皆伐放棄地の植栽、保育(7百万円) ・流域連携による下流域住民による上流森林の整備への助成等(13百万円) ・重要水源林の市町村等の公有化に対する補助(10百万円)
				「森林を県民全体で育てる」ことについての理解に向けた取り組み	・森林の働きや大切さ、税導入の意義などの広報(CM、新聞広告、パンフレット)(10百万円) ・森林ボランティア活動支援センターの設置及びリーダーの養成研修(12百万円) ・里山林の利活用計画の策定及び施設の整備(炭窯、歩道、トイレ、作業小屋等)、活動(里山林整備、里山の利用)への助成(5百万円) ・学校林の整備・活動支援(8百万円) ・森林ミュージアムの施設整備等(4百万円) ・県内の高校生や大学生等を対象に募集を行い、春休み等を活用した1泊2日から5泊6日程度の山村での林業体験留学を実施(1百万円)

(アンダーラインはソフト事業)

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(未施行県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業案	
				項目	内容
福島県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	森林を県民全体で守り育て、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、「県民一人一人が参画する森林づくり」に取り組む財源とする。	県民税均等割超過課税方式 個人:1,000円 法人:均等割額の10%	10.0億円	森林との共生関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境学習の推進</li> <li>・森林文化の復興</li> <li>・森林ボランティアの総合対策</li> </ul>
				森林環境の適正な保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境の適正管理</li> <li>・農山村活性化のための支援(廃校等を活用した都市と山村の交流や体験留学の支援、林業労働研修や就労の準備等定住化に必要な資金の支援等)</li> <li>・林業体験や農山村の民泊、食材・薬・癒し効果など森林環境を活用した森林産業の創出及び未利用の間伐材・根株等での木質バイオマス事業や木炭化による事業等の起業支援</li> </ul>
				市町村における森林環境保全への取り組み	市町村交付金
兵庫県 県民緑税 H18.4~ (5年間)	県民の共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、「県民緑税」を導入し、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいく。	県民税均等割超過課税方式 個人:800円 法人:均等割額の10%	21.0億円	緊急防災林整備	・山地災害防止機能の高度発揮が求められている森林を対象に間伐に加え、樹高の2分の1を限度とする枝打ち、表土の流亡を防ぐための間伐木を使った土留工などを行い、早期に森林の有する防災機能の向上を図る
				針葉樹林と広葉樹林の混交化 (パッチワークの森)	・人工林の間伐と広葉樹等の植栽による針広混交林化
				里山防災林整備	・集落の裏山を対象にした森林整備に併せた簡易な防災施設の設置や歩道整備
				野生動物育成林整備	・中山間地域において、人家等に隣接した森林の裾野を帯状に抜き切り、見通しの良い地帯を設けるとともに、森林の奥地に育成の場となる広葉樹林を整備し、農山村の安全で安心な生活環境の創出を図る
				県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹活動への苗木の提供</li> <li>・密集市街地での防火緑化、空き地や事業所等の緑化等への助成</li> </ul>
奈良県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	「森林環境に関する新たな課税」を導入することにより、この税収を活用して多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進する。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	3.0億円	森林環境保全緊急間伐	・強度の間伐
				里山林の機能回復整備	・里山林の整備による野生動植物の生息・生育の場の保全や地域景観の回復
				奈良の元気な森林づくりの推進	・ <u>放置森林調査及び所有者への森林整備の啓発</u>
				森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティアや教員を対象とした森林環境教育の指導者育成研修の開催</li> <li>・小中学生を対象とした森林環境教育や林業活動体験学習の実施</li> </ul>

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(未施行県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業案	
				項目	内容
大分県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図る。	県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	2.9億円	環境を守り、災害を防ぐ森林づくり	・公益上重要な間伐放置林の強度の間伐と広葉樹植栽による針広混交林化 ・里山林の竹林除去 ・災害が懸念される再生林放棄地の整備 ・ <u>新たな育林技術等の研究</u>
				持続的経営が可能な森林づくり	・ <u>県産材需要拡大のための研究とPR</u> ・ <u>後継者の育成(新規参入者(後継者を含む)に対する林業への就業定着を図るための資金援助等)</u> ・ <u>不在村森林所有者等の管理意識の喚起</u>
				県民意識の醸成	・ <u>県民参加の森づくり運動の推進(森づくり大会やシンポジウム等の開催)</u> ・ <u>森林ボランティア活動の支援</u> ・ <u>森林に関する情報発信・PR</u>
				遊ぶ、学ぶの森林づくり	・ <u>子どもの野外活動体験の推進(自然体験ツアー、野外授業等)</u> ・ <u>子どもが遊び、学べる身近な森林整備</u>
滋賀県 琵琶湖森林づくり県民税 H18.4~ (5年間)	琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくため、環境重視の森林づくりと県民協働の森林づくりに早急に取り組む。	県民税均等割超過課税方式 個人:800円 法人:均等割額の11%	6億円	環境を重視した森林づくりのための事業	・ <u>放置された人工林の強度間伐による針広混交林への転換</u> ・ <u>水源かん養機能が高度に発揮される長伐期林への誘導</u> ・ <u>地球温暖化防止の観点からの間伐材の搬出と利用の促進(森林組合による間伐材の買取等に対する助成、間伐材の県産材産地証明制度の運用に対する助成等)</u> ・ <u>広く県民が森林に親しみ森林を理解する場としての里山の原風景の回復と動植物の生息・生育環境の再生</u>
				県民協働による森林づくりのための事業	・ <u>森林の大切さを普及啓発するための積極的な情報発信(びわ湖水源のもりの日等)</u> ・ <u>森林環境学習の推進、木の良さを体感できる機会の提供</u> ・ <u>森林所有者、地域住民、NPO、森林ボランティアグループなどが協働で取り組む保全整備活動の支援</u> ・ <u>地域住民、森林所有者、下流住民、森林組合などで構成する流域森林づくり委員会の設置・支援</u> ・ <u>森林資源の新たな利用方法の研究開発に対する助成</u>
神奈川県 水源環境保全税 H19.4~ (5年間)	先人がこれまで築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引き継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民が利用できるようにする。	個人県民税(均等割・所得割)超過課税方式 個人:均等割300円+所得割700万円以下の0.032% 法人:なし	38.0億円	森林の保全・再生	・ <u>水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の4つの手法による公的管理・支援等を行い水源の森林づくり事業を推進</u> ・ <u>新たな土壌流出防止対策の実施等による丹沢大山の保全・再生対策</u> ・ <u>溪畔林整備事業</u> ・ <u>間伐材の集材、搬出に要する経費への助成及び生産指導コーディネーターの配置</u> ・ <u>地域水源林整備の支援</u>
				河川の保全・再生	・ <u>生態系に配慮した河川・水路等の整備等による自然浄化対策の推進</u>
				地下水の保全・再生	・ <u>市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策への支援</u>
				水源環境への負荷軽減	・ <u>県内ダム集水域における公共下水道の整備促進</u> ・ <u>県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進</u>
				県外上流域対策の推進	・ <u>相模川水系の県外上流域において山梨県と共同で環境調査を定期的実施</u>
				水源環境保全・再生を推進する仕組み	・ <u>水環境モニタリング調査の実施</u> ・ <u>県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり</u>

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(未施行県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業案	
				項目	内容
岩手県 いわての森 林づくり県民 税 H18.4~ (5年間)	全ての県民が享受している森林の公的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全する	県民税均等割超過課税方式 個人:1000円 法人:均等割額の10%	7.0億円	人工林の針広混交林への転換	・森林所有者の伐採制限等を含む整備協定を締結 ・混交林誘導伐により、針広混交林へ誘導・整備
				地域力を活かした森林整備の公募、支援	・未利用のまま放置されている里山林の再生 ・上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ・野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備 等
				事業評価委員会の設置、運営	・ <u>事業評価委員会開催経費</u> ・ <u>いわての森林づくりの周知、広報</u>
和歌山県 紀の国森づ くり税 H19.4~ (5年間)		県民税均等割超過課税方式 個人:500円 法人:均等割額の5%	2.6億円		(具体的な事業はこれから検討)
静岡県 静岡県森林 づくり県民税 H18.4~ (5年間)	すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく	県民税均等割超過課税方式 個人:400円 法人:均等割額の5%	8.4億円		荒廃した森林(人工林、里山林)の再生約12,000ha

## 用語集

用 語	説 明 文
魚つき保安林	海岸線や河川、湖沼の周辺で、魚類の棲息と繁殖を助けることを目的に指定された保安林。水面に陰をつくったり、養分の豊かな水を供給することで魚の繁殖を助けるほか、降雨時は土砂の流出を防ぎ、水質の汚濁を防止する役割もある。
枝打ち	節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業
奥山林	日常的に人との関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林
皆伐	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採することで主伐の一種
学校林	学校の基本財産形成を図るとともに、児童、生徒の自然体験や環境教育などで利用することを目的に、学校等が管理を行っている森林
間伐	育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採(間引き)する作業。植栽木の木材的価値を高めるとともに、林内を明るくして森林の有する多面的機能を維持・向上させる。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
強度間伐	十分な照度による下層植生の回復を重視し、通常の間伐よりも高い比率で伐採すること
公益的機能	社会公共に利益をもたらす機能で、水の貯蓄、洪水防止、気候緩和、二酸化炭素吸収、野生動植物保護、保健教育等の機能をいう。
更新	伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うこと等により新しい森林をつくること。
高性能林業機械	伐採された樹木の枝を払い、一定の長さに切断するなど、複数の作業工程を処理する林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤード等
国有林	国が所有する森林
作業道	林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の作業を行うために作設される簡易な構造の道路
里山林	農山村の居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林
里山オーナー制度	森林所有者から提供された里山林などを利用しやすい区画に区切って、市民などが使用料を支払ってオーナーとなり、山村住民と都市住民の交流により、森づくりをはじめとした里山の多様な利用を目指すもの。
G I S	Geographic Information System (地理情報システム) の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。地図上に様々な情報を重ね合わせて表示し、関連づけて解析できる。
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施
主伐	建築材等に利用できる時期(伐期)に適した樹木を伐採し収穫することで、次の世代の樹木の育成を伴う。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。自然の循環(自然生態系)に大きな負荷を与えず、その再生に人間が積極的に関与する。
循環型木材生産林	持続的な木材生産を目指す、道から近く生産力のある人工林

用語	説明文
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施
針広混交林	スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林をいう。
人工林	人為的に植栽し、造成された森林
人工造林(植林)	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること
薪炭林	薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、主に伐採後の株から萌芽により更新する。
森林環境教育	森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと
森林整備	森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること
森林施業(施業)	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為
森林のもつ多面的機能	森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能
森林バイオマス	木材(丸太)を生産する過程で森林内で発生する間伐材や端材、工事に伴う支障木等のほか、公園の樹木の剪定枝等も含め、燃料等の資源として利用できるクリーン(自然の樹木と同じ状態で、樹脂の注入等がされていないこと)でピュア(建築廃棄物のように混合物がないこと)な森林資源
水源かん養	雨水を蓄え、湧水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能
生物多様性	生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。
生物多様性の保全	様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること
遷移	時間の経過にともなって植物の構成が移り変わる現象
択伐	森林内の樹木の一部を抜き伐りすることで、主伐の一種
長伐期施業	通常の主伐林齢(例えばスギの場合40年程度)のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業
長伐期林	伐採年齢を通常の倍(40~60年 80~100年)に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林
天然更新	植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。
天然生林施業	森林を自然の推移に委ね、主として天然更新等の自然の力を活用して森林(天然林)を造成する森林づくりの方法
天然林	天然更新によって成立した森林
土壌の流出	雨や風の作用で表土が流されること。養分の多く含まれた土壌が流出することにより土地がやせるほか、下流部では土壌の過度な堆積を生じる原因となる。
二次林	その土地本来の植生が、災害や人為などによって置き換えられた発達途中の森林状態のことで、本県の丘陵地帯での潜在植生はウラジロガシなどの常緑広葉樹であり、二次林の多くはコナラ・アカマツ林となっている。
バイオマス	木材や稲わらなどの生物に由来する持続的に再生産可能な資源
伐期	主伐が予定される時期

用語	説明文
不在村者所有森林	所有者が森林の所在地と異なる市町村に居住している森林
不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人
分収林制度	森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び、植栽や保育等を行い伐採時に収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は、植付けの段階から契約を結び「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結び「分収育林」に大別
ペレット（燃料）	製材端材や間伐材などを破砕した木片をさらに粉碎、乾燥、圧縮し、円柱状に成形した固形燃料のこと。運搬や保存が容易で燃焼効率が高い。
保安林	水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき、農林水産大臣又は部道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。
保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称
保健・教育等の機能	森林浴、レクリエーションなどの場、自然学習実践の場としての利用により、人々に安らぎを与え、自然環境の大切さを伝える文化的機能
緑の募金	「国民参加の森林づくり」を地球的規模で進めるため、平成7年に制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行われる募金で、富山県内では（社）とやま緑化推進機構が実施主体となって募金活動を行っている。募金は、緑化の啓発、緑化の推進、花とみどりの少年団の育成などに活用される。（H17年実績 15,245千円） 旧緑の羽根募金
民有林	国以外の個人、法人、地方公共団体等が所有している森林。個人や法人が所有する私有林と地方公共団体が所有する公有林に分かれる。
山元立木価格	立木の状態で樹木の販売価格。一般には、丸太の市場価格から、伐採、搬出等に必要経費を控除して計算された幹の材積1m <sup>3</sup> 当たりの価格
リモートセンシング技術	地球観測衛星などのように、離れたところから、対象物に直接触れずに対象物の大きさ、形、性質を観測する技術
立木	土地に生育する個々の樹木
林家	林業を営む世帯。2000年世界農業センサスでは、1ha以上の山林を所有する世帯
林業経営体	林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。
林業事業者	林業経営体からの委託等により、素材生産、森林整備等を行う森林組合、造林業者、木材生産者等
林産物	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。
齢級	林齢を一定の幅でくくったもので、一般的には5年をひとくりにしている。例えば1～5年生は1齢級
路網整備	森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること
県民税	県民税は、県の行政経費の一部を広く多数の住民が負担し、その負担を通じて住民が自治行政に参画することを目的とした県の基幹税である。県民税には、個人県民税と法人県民税があり、個人県民税には、県民が等しく負担する均等割、その所得に応じて負担する所得割及びその他（利子割、配当割等）があり、法人には、法人の外形的規模に応じて負担する均等割及び法人税額に応じて負担する法人税割がある。

用語	説明文
個人県民税 (均等割)	個人県民税均等割は、県内に住所がある人又は、住所はないが家屋敷、事業所等がある人が負担する。均等割は、所得にかかわらず一定の額を負担するものであり、税額は1,000円である。県民税均等割及び所得割は市町村民税と併せて徴収される。
法人県民税 (均等割)	法人県民税均等割は、県内に事務所を有する法人が負担する。法人の所得の有無にかかわらず、資本等の金額により一定の税額を負担するものである。税額は資本等の金額に応じ、年2万円～80万円まで5段階に分かれている。
標準税率	地方税法における税率の分類の一つ。地方税法によって地方団体が課税する場合に通常用いることとされている税率であるが、その財政上その他の必要があると認める場合においては、地方団体の判断によって標準税率と異なる税率を条例で定めることができる。
超過課税	地方団体が財政上その他の必要があると認める場合に、標準税率を超える税率により地方税を課税することをいう。超過課税を行う場合の税率を超過税率という。
県税	県が公共サービスを提供するための資金を得る目的で、特別の給付に対する反対給付なしに法令の定めに基づいて徴収するもの。普通税と目的税がある。
普通税	収入された税が用途を制限されることなく自由に使用できる税のこと
目的税	当該税収入のすべてを特定の目的のために使用しなければならない税のこと
法定税	地方税法により税目が法定されているもの。例：個人県民税、法人事業税
法定外税	地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを法定外税という。このうち普通税を法定外普通税（例：北海道・核燃料税）、目的税を法定外目的税（例：三重県・産業廃棄物税）という。法定外税を新設し又は変更する場合には、総務大臣に事前に協議し、その同意を得ることが必要とされている。